

議案第40号

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会會議規則第12条第1項の規定  
により提出する。

令和4年3月2日

提出者 板橋区議会議員

石川 すみえ  
山田 ひでき  
山内 えり  
吉田 豊明  
荒川 なお  
いわい 桐子  
竹内 愛  
小林 おとみ  
かなざき 文子

## 東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区国民健康保険条例（昭和34年板橋区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「20歳」を「18歳」に改める。

第14条の3各号列記以外の部分中「第19条の2」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の4第1号中「100分の7.13」を「100分の7.16」に、「100分の57」を「100分の55」に改め、同条第2号中「3万8,800円」を「4万2,100円」に、「100分の43」を「100分の45」に改める。

第15条の8中「及び第19条の2」を「、第19条の2及び第19条の4」に、「63万円」を「65万円」に改める。

第15条の9各号列記以外の部分中「第19条の2」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の12第1号中「100分の2.41」を「100分の2.28」に、「100分の57」を「100分の56」に改め、同条第2号中「100分の43」を「100分の44」に改める。

第15条の16中「及び第19条の2」を「、第19条の2及び第19条の4」に、「19万円」を「20万円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.49」を「100分の2.43」に改め、同条第2号中「1万7,000円」を「1万6,600円」に改める。

第19条中「次条各号に定める額」の次に「若しくは第19条の4各号に定める額」を加える。

第19条の2の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第1号ア中「2万7,160円」を「2万9,470円」に改め、同号ウ中「1万1,900円」を「1万1,620円」に改め、同条第2号ア中「1万9,400円」を「2万1,050円」に改め、同号ウ中「8,500円」を「8,300円」に改め、同条第3号ア中「7,760円」を「8,420円」に改め、同号ウ中「3,400円」を「3,320円」に改める。

第19条の3の次に次の1条を加える。

(子どもの被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「子ども」という。）がある場合における当該子どもに係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、

当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ子ども1人について次に定める額

- |                            |           |
|----------------------------|-----------|
| ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 | 6, 315円   |
| イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 | 1万525円    |
| ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 | 1万6, 840円 |
| エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯        | 2万1, 050円 |

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ子ども1人について次に定める額

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 | 1, 980円 |
| イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 | 3, 300円 |
| ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 | 5, 280円 |
| エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯        | 6, 600円 |

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の9、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

保険料率、保険料の賦課割合、賦課限度額等を改め、子どもの被保険者均等割額の減額に係る規定を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。

東京都板橋区国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
○東京都板橋区国民健康保険条例  昭和 34 年 11 月 30 日東京都板橋区条例第 22 号  第 1 条～第 11 条 略  (結核・精神医療給付金)  第 12 条 同右	○東京都板橋区国民健康保険条例  昭和 34 年 11 月 30 日東京都板橋区条例第 22 号  第 1 条～第 11 条 略  (結核・精神医療給付金)  第 12 条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 37 条の 2 第 1 項（同法第 64 条第 1 項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第 3 項に定める申請のあつた月の属する年度（結核医療給付金の申請のあつた月が 4 月又は 5 月の場合にあつては、前年度）分の市町村民税（特別区民税を含むものとし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 328 条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されない者（条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であるときに支給する。  (1) <u>18</u> 歳以上の被保険者 当該被保険者 (2) <u>18</u> 歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主  2～6 略
第 13 条～第 14 条の 2 略  (一般被保険者に係る基礎賦課総額)	第 13 条～第 14 条の 2 略  (一般被保険者に係る基礎賦課総額)
第 14 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保	第 14 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保

新	旧
<p>険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額 (第 19 条の 2 及び第 19 条の 4 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) の総額 (以下「基礎賦課総額」という。) は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 同右</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 法第 81 条の 2 第 5 項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第 81 条の 2 第 10 項第 2 号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ 略</p> <p>(2) 同右</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) のための収入 (法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。) を除く。) の額</p> <p>第 14 条の 4～第 15 条の 3 略</p>	<p>険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額 (第 19 条の 2 _____ の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) の総額 (以下「基礎賦課総額」という。) は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 法第 81 条の 2 第 4 項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第 81 条の 2 第 9 項第 2 号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) のための収入 (法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項 _____ の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。) を除く。) の額</p> <p>第 14 条の 4～第 15 条の 3 略</p>

新	旧
(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第15条の4 同右	(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1) 所得割 <u>100 分の 7.16</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>100 分の 55</u> に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7 第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則 (昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。) 第32条の9 に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)	(1) 所得割 <u>100 分の 7.13</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>100 分の 57</u> に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7 第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則 (昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。) 第32条の9 に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万2,100円</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>100 分の 45</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)	(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万8,800円</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>100 分の 43</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)
第15条の5～第15条の7 略  (基礎賦課限度額)	第15条の5～第15条の7 略  (基礎賦課限度額)
第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、 <u>第19条の2及び第19条の4</u> において同じ。) は、 <u>65万円</u> を超えることができない。  (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)	第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び <u>第19条の2</u> において同じ。) は、 <u>63万円</u> を超えることができない。  (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)
第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 (第19条の2及び第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) の総額 (以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。) は、	第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 (第19条の2 _____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。) の総額 (以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。) は、

新	旧
<p>第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 同右</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>	<p>第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金を除く。)の額</p>
<p>第15条の10・第15条の11 略</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>	<p>第15条の10・第15条の11 略</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>
<p>第15条の12 同右</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.28</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の56</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万3,200円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の44</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.41</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の57</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万3,200円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の43</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>

新	旧
第15条の13～第15条の15 略  (後期高齢者支援金等賦課限度額)	第15条の13～第15条の15 略  (後期高齢者支援金等賦課限度額)
第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、 <u>第19条の2及び第19条の4</u> において同じ。)は、 <u>20万円</u> を超えることができない。	第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条 <u>及び第19条の2</u> において同じ。)は、 <u>19万円</u> を超えることができない。
第16条～第16条の3 略  (介護納付金賦課額の保険料率)	第16条～第16条の3 略  (介護納付金賦課額の保険料率)
第16条の4 同右  (1) 所得割 <u>100分の2.43</u> (介護納付金賦課総額の100分の56に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万6,600円</u> (介護納付金賦課総額の100分の44に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)	第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 <u>100分の2.49</u> (介護納付金賦課総額の100分の56に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万7,000円</u> (介護納付金賦課総額の100分の44に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)
第16条の5～第18条の3 略  (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)	第16条の5～第18条の3 略  (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

新	旧
<p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5の額若しくは第15条の10、第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額<u>若しくは第19条の4各号に定める額</u>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5の額若しくは第15条の10、第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額<u>若しくは第19条の4各号に定める額</u>の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行なう。</p> <p>（<u>低所得者の保険料の減額</u>）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える</p>	<p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5の額若しくは第15条の10、第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額<u>_____</u>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5の額若しくは第15条の10、第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額<u>_____</u>の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行なう。</p> <p>（<u>_____保険料の減額</u>）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える</p>

新	旧
<p>場合には、<u>65万円</u>) 及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) 同右</p>	<p>場合には、<u>63万円</u>) 及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則</p>

新	旧
	<p>第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額 (同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。) の算定についても同様とする。以下この条において同じ。) 及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第 3 号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円</p>

新	旧
<p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万9,470円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,620円</u></p>	<p>を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万7,160円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,900円</u></p>
(2) 同右	(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する以外の者
<p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万1,050円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,300円</u></p>	<p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万9,400円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,500円</u></p>
(3) 同右	(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた

新	旧
	数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額) に、52 万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する以外の者
ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について <u>8,420 円</u>	ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について <u>7,760 円</u>
イ 略	イ 略
ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について <u>3,320 円</u>	ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人について <u>3,400 円</u>
第 19 条の 3 略	第 19 条の 3 略
(子どもの被保険者均等割額の減額)	本条追加
第 19 条の 4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「子ども」という。)がある場合における当該子どもに係る当該年度分の被保険者均等割額(第 19 条の 2 に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	
(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ子ども 1 人について次に定める額	
ア 第 19 条の 2 第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 6,315 円	
イ 第 19 条の 2 第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 1 万 525 円	
ウ 第 19 条の 2 第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 1 万 6,840 円	

<u>新</u>	旧
<p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万1,050円</u></p> <p><u>(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ子ども1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,980円</u></p> <p><u>イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,300円</u></p> <p><u>ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,280円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円</u></p> <p>以下略</p>	